行政書士ともに法務事務所

終活ニュースレター

第6号
2026年11月

～ 元気なうちに考えておきたい「もしもの時」の3つの備え ～

特集　元気なうちに備える

「もしもの時」の3つの備え

～ 遺言・任意後見・死後事務委任 ～



「まだ元気だから」と思っている今こそ、
これからの人生を、より安心して過ごすための
準備に取り組む良い時期です。
遺言・任意後見・死後事務委任は、
それぞれ役割の異なる大切な備えです。
この３つを知り、ご自身やご家族の状況に
合わせて準備しておくことで、
将来の不安を減らし、自分らしい人生を
安心して歩むことができます。

この号のポイント



1 **遺言**　自分の想いを伝え、大切な財産を家族に安心して引き継ぐための備えです。

2 **任意後見**　判断能力が低下したときに備え、信頼できる人に生活や財産管理を託す備えです。



3 **死後事務委任**　亡くなった後の各種手続きや葬儀・納骨などをお願いしておく備えです。

参考文献

- 法務省「遺言に関する手続きについて」　https://www.moj.go.jp/
- 法務省「任意後見制度について」　https://www.moj.go.jp/
- 日本公証人連合会「公正証書遺言について」　https://www.koshonin.gr.jp/

※ 掲載日：2026年11月1日

1 なぜ今、「3つの備え」が必要なの？

人生100年時代といわれる今、誰にでも「もしもの時」は訪れます。
元気なうちに準備しておくことで、ご自身の意思に沿った生活ができ、
家族の負担を減らすことができます。

1 遺言で安心



自分の想いを遺言にしておくことで、財産の分け方や大切な人へのメッセージを確実に伝えることができます。

2 任意後見で安心



認知症や病気などで判断能力が低下したときに、信頼できる人に財産管理や生活支援をお願いできます。

3 死後事務委任で安心



亡くなった後の葬儀・納骨、役所の手続き、契約の解約などを、あらかじめ信頼できる人にお願いしておくことができます。

2 それぞれの役割と特徴

遺言・任意後見・死後事務委任は、目的や効力が異なります。
3つの制度を理解し、ご自身の状況に合わせて検討することが大切です。

	遺言	任意後見	死後事務委任
主な目的	財産の分け方や想いを伝える	判断能力低下後の生活・財産管理	亡くなった後の各種手続きを依頼
効力の発生時期	死亡後	判断能力が低下した後（家庭裁判所の開始審判後）	死亡後
主な内容	財産の承継、家族へのメッセージ	預貯金の管理、各種契約、生活支援など	葬儀・納骨、役所の手続き、契約の解約、遺品整理など
特徴	法的に有効な意思表示として残せる	信頼できる人に継続的に支援を託せる	事前に契約しておくことで家族の負担を減らせる

3 こんな方におすすめです

遺言

- ☑ 子どもに残したい財産を分けておきたい
- ☑ 相続人以外の人に財産を残したい
- ☑ 家族の争いを避けたい



任意後見

- ☑ 認知症や病気に備えたい
- ☑ 信頼できる人に生活や財産管理をお願いしたい
- ☑ 自分らしい生活を続けたい



死後事務委任

- ☑ 葬儀や納骨を頼みたい
- ☑ 役所や契約の手続きをお願いしたい
- ☑ 家族の負担を減らしたい

